三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字井手ケ原三一六・三二〇・三三五・三三六・三九一・三九三・三九四・三九六・三九七・三九九・四八〇・四八五・四八六・字糠塚四九〇の一・字城ケ谷一八三八・一八三九・字楠根二五九の一・二五九の六・二八〇の五・字大塚一六三七の一・一六三八・字粟柱三〇三・三〇九から三一一まで・三一四・三一六・字大野平五三六の一・五三六の三・五五七の一〇・字桑迫一八三七の一・一八四〇・一八四五の一・一八四六の一・一八四六の二・字貴船郷甲二八二三・字佛峠山一八八五の二・一八八六の一・一八八六の二・字萩尾一九一二・一九一四の一・一九一四の二・字大峠二二二七・二二二八・字二角二二二九・二二三二（以上四十六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　広島県広島市安佐南区沼田町大字阿戸字佛峠山一八七三の一、一八七三の二、一八八四の一、一八八四の二、字萩尾一九一三の六、一九一三の七、一九一七の五、廿日市市吉和字駄荷一二八九、一二九一、一三〇一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字佛峠山一八七三の一・一八七三の二・一八八四の一・一八八四の二・字萩尾一九一三の六・一九一三の七・一九一七の五・字駄荷一二八九・一三〇一（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月二十九日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

壁岩川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県岩国市周東町川上

字鮎原　八六番一　一号

八七番一　二号

一一四番一　五号

字相原　二九七番　三号

二八九番　四号

一九九番一　六号

二一四番　七号

一七四番　八号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

植松川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県下関市菊川町大字吉賀

字金蔵寺　四五番　一号から三号まで

四三番　四号

三六番　五号

三七番二　八号

四〇番　九号

四一番一　十号

字古河　二五一九番　六号

二五一六番一　七号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

平川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

山口市大字下小鯖字山口尾六番地三等三角点山口尾を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十二年国土交通省告示第二号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）

基準点から一二〇度〇分二九秒　一四八六・〇七九メートルの地点　一号

標柱一号から二六七度四八分一一秒　六〇・〇〇〇メートルの地点　二号

標柱二号から一七度三五分四六秒　五六・九四四メートルの地点　三号

標柱三号から七五度三一分一六秒　八〇・一三〇メートルの地点　四号

○国土交通省告示第千百十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月二十九日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

椎木平沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十八年建設省告示第二千六百九十八号で指定した土地の区域を除く。）

茨城県つくば市国松

字性山寺前　一三八四番地先河川敷　一号

一三七二番一　二号から四号まで

一三六八番一　五号から一一号まで

一二三四番一　地先道路敷　三十二号及び三十三号

一二七二番　二十七号

一二六八番　二十八号

一三六一番　十七号及び十八号

一二八三番　十九号から二十二号まで

一二八二番　二十五号及び二十六号

一二七六番　二十四号

一二七一番　十二号及び十三号

一二七〇番　十四号

一三九六番一　地先河川敷　三十四号

字長峯

一二六九番　二十三号

字寺山

一三六一番　十七号及び十八号

字悪野谷　九一四番二　十九号から二十二号まで

字椎木坪　一二三八番一　二十五号及び二十六号

○国土交通省告示第千百十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月二十九日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

織合川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷（昭和四十六年建設省告示第千五百十四号で指定した土地の区域を除く。）